

養老町商工会便り



2021年5月
190号

◇理事会を開催

4月23日(金)に理事会を開催し、次の第1号議案から第3号議案を審議しました。

- ① 会員加入承認及び脱退報告について
 - ② 第60回通常総代会提出議案について
 - ③ 第60回通常総代会の開催要領(案)について
- 新たに次の方が入会されました。(敬称略)

事業所名	代表者名	業種	所在地
焼肉ゆう	清水 恒輝	焼肉店	大巻
まるはつ	吉田 鶴生	肉小売	三神町
c a l m e	橋本 容子	美容室	船附
	中村 章平	不動産コンサルタント	高田
ニシワキステ이블	西脇 友彦	乗馬クラブ	勢至

◇各支部が通常総会を実施

商工会支部(小畑、多芸、養老)は、ウィルス感染対策を徹底させた中で令和3年度通常総会を実施。また、広幡、上多度、日吉支部においては、書面議決にて実施しました。

◇女性部が通常総会を書面議決にて実施

商工会女性部は、ウィルス感染拡大の影響の状況を鑑み、令和3年度通常総会を書面議決にて実施しました。

◇補助金採択事業者の紹介

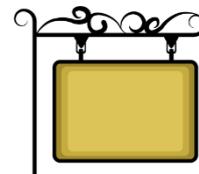
小規模事業者が商工会と一体となり、販路拡大のために取組む費用の3分の2が補助される国の小規模事業者持続化補助金「コロナ特別対応型第5回締切分」と「一般型第4回締切分」の採択結果が発表されました。事業者と当商工会と一緒に事業計画書を作成し、採択された9件の事業所を紹介します。

■コロナ特別対応型 第5回締切分

- サンジェル(株)(焼肉サン)
- ヤスフク建築(株)
- BOND(株)

■一般型 第4回締切分

- 伊藤建工(株)
- a s o n e
- 田中フードサービス(株)
- 伊藤鍼灸医療器製作所
- 剛建
- 翠園



(申請番号順)

◇一時支援金に関するお知らせ

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」が給付されます。

■給付対象について

- ① 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

■給付額

2019年又は2020年の対象期間の売上合計ー2021年の対象月の売上×3カ月

法人 上限60万円

個人事業者 上限30万円

■申請受付期間

2021年3月8日(月)～5月31日(月)

■給付対象の主な要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

■申請方法

Web申請(スマホ対応可)

※登録確認機関の登録が必要です

商工会では、商工会員に限り登録確認に対応させていただきます(要事前予約)

■相談ダイヤル

一時支援金相談窓口

0120-211-240 (8時30分から19時 土日、
祝日含む全日対応)

◇小規模事業持続化補助金の公募について

■持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)

補助上限：100万円 補助率 3/4

補助対象事業：感染拡大防止のための対人接触
機会の減少と事業継続を両立させるポストコ
ロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生
産プロセスの導入等に関する取組み

<申請受付締切>

第1回：5月12日(水) 第2回：7月7日(水)

第3回：9月8日(水) 第4回：11月10日(水)

<申請方法>

補助金申請システム (名称：Jグランツ) でのみ受
付。事前に「Gビズ IDプライムアカウント」の取得が必要

■持続化補助金 (一般型)

補助上限：50万円 補助率 2/3

補助対象事業：販路開拓・簡易な店舗改装など
商工会では、申請に必要な経営計画の作成のお
手伝いをしておりますのでお問い合わせくだ
さい。尚、計画書作成にはお時間がかかります
ので、早めの取組みをおすすめします。

<申請受付締切>

第5回受付締切：6月4日(金)

第6回受付締切：10月1日(金)

第7回受付締切：令和4年2月4日(金)

■アフターコロナ・チャレンジ補助金

(岐阜県小規模事業者持続化補助金)

補助上限：150万円 補助率 2/3

補助対象事業：アフターコロナに向けた事業転
換や業態転換、新分野・新事業への展開などへ
の意欲的な取組み

<申請受付締切>

令和3年5月26日(水)

◇HACCP に沿った衛生管理の制度化のお知らせ

令和3年6月1日から、原則としてすべての
食品等事業者 (食品の製造・加工、調理、販
売等) に HACCP に沿った衛生管理が義務付け
られます。

全ての食品等事業者 (食品の製造・加工、調理、販売等) *が衛生管理計画を作成

食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組 (HACCPに基づく衛生管理)	取り扱う食品の特性等に応じた取組 (HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)
コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。	各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。
【対象事業者】 ◆大規模事業者 ◆と畜場【と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者】 ◆食鳥処理場【食鳥処理業者 (認定小規模食鳥処理業者を除く。)】	【対象事業者】 ◆小規模な営業者等

例) 小規模な一般的飲食店事業者が、HACCP の
考え方を取入れた衛生管理の取組みとして実
施すること

1. 衛生管理計画の策定
2. 計画に基づく実施
3. 確認・記録

商工会の実施した主な事業等

4. 4 小畑支部総会 (魚新)
4. 14 商工会自治監査 (商工会館)
4. 20 多芸支部総会 (わか山)
4. 20 女性部役員会 (商工会館)
4. 21 養老支部総会 (商工会館)
4. 23 商工会理事会 (商工会館)

今後の予定

5. 1 笠郷支部総会 (安田屋)
5. 12 高田支部総会 (商工会館)
5. 25 通常総代会 (商工会館)

発行：養老町商工会

TEL：32-0549 FAX：32-2862

E-mail：yourou@ml.gifushoko.or.jp

商工会では「経営相談・支援」や「税務相談・
経理指導」「金融相談、斡旋」「取引・販路開拓
支援」「取引・販路開拓支援」「労務支援」「専門
家派遣支援」「IT支援」「補助金書類作成支援」
など皆様のご相談に応じた支援を行っていま
す。